

# 高松市立牟礼北小学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 1 月 策定  
令和 4 年 4 月 1 日 改訂

## I. いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 7 1 号）によるものとし、「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」とする。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。（平成 29 年 12 月 高松市教育委員会 「高松市いじめ防止基本方針」 より 抜粋）

本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、ここに定めた「いじめ防止基本方針」に従って、いじめへの対応に組織的に取り組む。

## II. いじめ防止等に向けた基本的な方針

### 1. いじめの未然防止

① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり、お互いに認め合うことができる集団づくり、学校づくりに努める。

### ② いじめの早期発見

日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化を見逃さないよう努めるとともに、教職員相互の積極的な情報交換により情報を共有する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあることを考え、いじめではないかとの疑いをもって、積極的にいじめを認知するよう努める。

### ③ いじめの早期対応

いじめを認知した場合には、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、毅然とした態度で加害児童を指導する。教職員全員の共通理解のもと、保護者や関係機関の協力を得て対応する。

### ④ 重大事態への対応

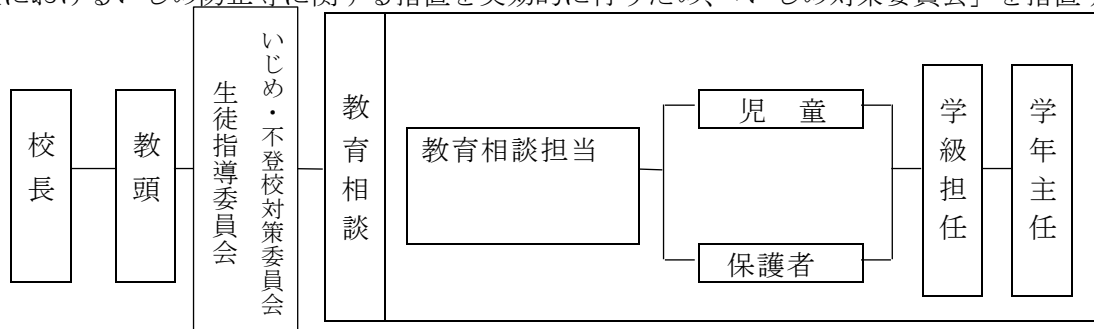
重大事態が発生した場合は、すみやかに高松市教育委員会に報告し、その事態に対処するとともに、再発防止に努める。

### ⑤ 教職員の指導力の向上

すべての教職員のいじめへの対応に関わる指導力向上を図るため、校内研修を行う。

## III. いじめ防止等のための組織

本校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を措置する。



#### IV. いじめ防止のための取り組み

日頃から、児童とふれあい保護者と連携し、いろいろな機会を通して児童理解に努める。全職員で教育相談活動に取り組み、配慮を要する児童についてのみならず、全教職員共通理解のもと、全校児童への支援を行う。

##### (1) いじめを生まない集団づくり

###### ○互いを理解する活動の充実

- ・対話を大切にした授業
- ・「にこにこ集会」で、各学年の学びを共有する。
- ・「ペア活動」で異学年の児童とかかわり、互いのよさを見つける。

##### (2) 道徳教育等の充実

###### ○自己を見つめ感性を育む道徳学習の充実

- ・年間指導計画、学級の実態に基づき、各領域の道徳教育を補充、深化、統合する
- ・校長や教頭、地域の方々等による授業の参加
- ・学年道徳、学級道徳等の推進
- ・保護者参画型道徳授業
- ・随時行う「ありがとうを伝える」
- ・思いやりの木(人権月間)

##### (3) いじめの早期発見

###### ○生徒指導委員会の開催

- ・学年団の様子や、学級担任だけで対処できない困難な問題について話し合い、早急に適切な対応をする。
- ・学級担任の生徒指導上の悩み、問題について話し合い、解決に向けて援助する。
- ・問題によっては、関係諸機関と連絡を取りながら、総合的に援助する。
- ・連絡帳を担任と保護者が繋げるツールとして意図的に活用する。
- ・児童に気になる行動が見られたときには、終会時に行う「生徒指導情報交換」で、情報共有を行う。

##### (4) 相談体制の整備

保護者や児童がいつでも相談できる体制を作り、児童理解と教育相談を計画的に実施し、問題に対して予防的、積極的に対応する。

- ① 心のアンケート(年2回)を実施し、児童の悩みや人間関係を把握する。それを「教師と子どもとの教育相談週間」での相談につなぎ、問題の早期発見・早期解決に努める。
- ② 児童用相談ポスト「にこにこ相談八栗マン」を通じて、悩みがある児童がいつでも、希望する職員と相談ができる体制をとる。(通年)
- ③ 月2回程度、スクールカウンセラーによる相談活動もあわせて行う。
- ④ 必要に応じて教師との相談も行う。
- ⑤ 養護教諭との連携・・・・・・・・ 保健室を活用した配慮を要する児童への対応  
保健日誌による日々の全校生の状況記録
- ⑥ 保護者との連携・・・・・・・・ 個人カルテの活用

##### (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

携帯電話やPCのマナー等について、折にふれて考えられるようにする。また、情報教育で学年の発達段階に応じてGIGA端末の使い方を学習し、情報モラルを身に付けられるようにする。

学年	学習内容	期待される事柄
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タブレットの使い方、起動・終了の仕方を知る。</li> <li>・絵を描いたり、文字を入力したりする。</li> <li>・表現物を保存し、自分の物と他人の物の区別を理解する。</li> </ul>	<p>自分の作品を大切にすることと、友だちの作品を大切にすることが繋がり、互いを認め合う関係が生まれる。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タッチ操作に慣れる。</li> <li>・カメラを使って撮影し、肖像権について理解する。</li> </ul>	
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タブレットの操作に慣れる。</li> <li>・総合的な学習の時間において学んだことを表現し、まとめる。</li> <li>・インターネットの使い方が分かる。</li> </ul>	<p>情報の発信や情報をやりとりする場合のルール、マナーを知り、守ることができる。</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SKYMENU、カメラを使って、表現物を作成する。（責任）</li> <li>・画像の取り込み（肖像権・著作権）をしたり、インターネットで調べたいものを検索したりすることができる。（信頼できる情報か否か）</li> <li>・ネットの安全利用について学ぶ。</li> </ul>	<p>情報には誤ったものがあると気付くとともに、相手への影響を考えて情報を扱うことができる。</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の課題を見つけ、インターネットで情報を集める。</li> <li>・SKYMENUを使って、課題に合った表現物を作成する。</li> </ul>	<p>情報の真偽を見分ける力がつく。</p>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡単な文章やHPを作成し、情報を発信することができる。（責任をもって発信）</li> <li>・情報モラルについて知り、ネチケットを身に付ける。</li> <li>・ネットの安全利用について学ぶ。</li> </ul>	<p>情報にも自他の権利があることを知り、尊重することができる。</p>

#### (6) いじめに対する措置

- ① いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告するとともに、事実確認を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合は、生徒指導委員会を開き、対応を協議するとともに教育委員会に第一報を入れる。
- ③ いじめを止めさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行い、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるように、保護者と連携を図りながら、学習支援等の措置を講ずる。

#### V. 重大事態への対処

##### 1 報告

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合の重大事態を認知したときは、速やかに高松市教育委員会への報告を行う。

##### 2 調査

重大事態に対して、学校が主体となって調査を行う場合は、「牟礼北小学校いじめ防止対策委員会」を開催し、アンケートなどの方法により重大事態に関わる事実関係を明確にするための調査を行う。調査を行ったときは、いじめを受けた児童およびその保護者に対し、この調査に関わる重大事態の事実関係等の必要な情報を適切に提供する。

#### VI. 教職員の指導力向上

いじめへの対応に関わる具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、普段から教職員の共通理解を図る。また、スクールカウンセラー等を活用した教育相談に関する研修を行う。